

青森県報

第四百三十四号

令和四年
三月十四日
(月曜日)

目次

規則

- 青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………(労働・能力) ……一
- 青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

告示

- 家畜伝染病注射の実施……………(畜産課) ……三
- 保安林の指定……………(林政課) ……三
- 青森県土地利用基本計画の変更……………(監理課) ……三
- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……四

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案の公告……………(同) ……五

公安委員会

- ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(少年女性) ……六

規則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(その一)中

「青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
⑮」

「青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
」

「注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」

「注 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。」に改め、同様式の(その二)中

「青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
⑯」

「青森県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
」

「公共職業安定所長 〔団〕や「 公共職業安定所長」じび

「注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」を

「注 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。」じび改める。

第三号様式中「代表者氏名 〔印〕や

「代表者氏名 じび改める。」

第四号様式中「公共職業安定所長 〔団〕や「公共職業安定所長 じび改める。

第六号様式中「氏名 〔印〕や「氏名 じび

「公共職業安定所長 〔団〕や「公共職業安定所長 じび

「注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 を

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。 」

「注1 ※印欄には、公共職業安定所長が記入する。」に改める。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の中「氏名 〔印〕を

「氏名 じび」を「長 〔印〕を

「長 〔印〕に改め、同その一の注の4を削り、同注の5を同注の4と

じび、同様式の中「氏名 〔印〕を

「氏名 じび」を「長 〔印〕を

「長 じび改め、同その二の注の1を削り、同注の2を同その二の

注とじび、同様式の中

「申請者氏名 〔印〕を「申請者氏名 じび

「長 〔印〕を「長 〔印〕に改め、同その三の注の1を

削り、同注の2を同その三の注とし、同様式の中四中

「申請者氏名 〔印〕を「申請者氏名 じび改め、同

その四の注の1を削り、同注の2を同その四の注とする。

第三号様式中「氏名 〔印〕を「氏名 〔印〕を「長 〔印〕に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則（昭和四十二年十月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名 〔印〕を

「氏名 〔印〕に改める。」

第二号様式中「氏名 〔印〕を

「氏名 〔印〕に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している豚及びいのししであつて、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射

青森県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

むつ市川内町川代二二〇の二、二二〇の三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十六号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

森林地域

区域を縮小した市

弘前市、むつ市

二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

青森県告示第百二十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和四年二月二十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
三沢市幸町二丁目一の
三沢食品衛生協会
- 二 売りさばき場所
三沢市幸町二丁目一の

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
十和田複合商業施設
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日 令和 三・五・七
外五者				

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日 令和 三・五・七
外八者				

四 届出年月日

令和四年二月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和四年三月十四日から同年七月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

うに改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警察本部長への委任)</p> <p>第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察本部長に委任する。</p> <p>九 法第五条第十一項の規定による送達</p> <p>十 略</p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第二条 法第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第五条第十一項の規定による送達(第一号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)</p> <p>四 略</p>	<p>(警察本部長への委任)</p> <p>第一条 同上</p> <p>一・二 同上</p> <p>九 同上</p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第二条 同上</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 号を追加</p> <p>四 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円